

令和2年7月和水町議会第3回臨時会会議録

令和2年7月7日和水町議会第3回臨時会を議場に招集された。

1. 令和2年7月7日午後3時00分招集

2. 令和2年7月7日午後3時03分開会

3. 令和2年7月7日午後4時05分散会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(10名)

1 番 荒 木 宏 太	2 番 白 木 淳	3 番 齊 木 幸 男
4 番 坂 本 敏 彦	5 番 竹 下 周 三	6 番 高 木 洋一郎
7 番 秋 丸 要 一	9 番 庄 山 忠 文	10 番 池 田 龍之介
12 番 蒲 池 恭 一		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(2名)

8 番 松 村 慶 次	11 番 森 潤一郎
-------------	------------

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	中 嶋 光 浩	書 記	西 原 利 沙
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	上 原 真 二
総合支所長兼農林振興課長	富 下 健 次	建 設 課 長	中 嶋 啓 晴
社会教育課長	前 渕 康 彦		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第11号 専決処分の承認について（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第4号））

日程第4 議案第54号 工事請負変更契約の締結について

日程第5 議案第55号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第56号 工事請負契約の締結について

開会 午後3時03分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。皆さん、こんにちは。

（こんにちは。）

御着席ください。

ただいまから、令和２年第３回和水町議会臨時会を開会いたします。

本日は、森議員及び松村議員より欠席届が提出されております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において９番庄山忠文君、10番池田龍之介君を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第２、会期決定を議題にいたします。

お諮りします。

本臨時議会の会期は、本日１日にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日に決定いたしました。

日程第３ 承認第11号 専決処分の承認について（令和２年度 和水町一般会計補正予算（第４号））

○議長（蒲池恭一君） 日程第３、承認第11号「専決処分の承認について」（令和２年度 和水町一般会計補正予算（第４号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 承認第11号、専決処分の承認について（令和２年度 和水町一般会計補正予算（第４号））の専決処分について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により、次のとおり報告し、承認を得るものであります。令和２年７月７日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

承認第11号の予算書の表紙裏面を御覧いただきたいと思います。令和２年度 和水町一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,103万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ86億3,518万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月15日専決、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳出予算について、御説明を申し上げます。

6ページを御覧いただきたいと思います。11款、災害復旧費、3項、文教施設災害復旧費、4目、社会体育施設災害復旧費に1,103万4,000円を追加いたします。6月11日から12日にかけて降りました激しい雨により、和水町の総合グラウンドの土砂崩落が発生。被害拡大防止のため早急な対応に迫られ、予算の専決を行ったものでございます。測量設計委託料103万4,000円、工事請負費1,000万円でございます。

歳入は繰越金の補正により対応をしております。

以上で説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 一応専決で工事をやるということでございます。私は、民地との境界、災害の復旧というようなことで、工事自体は何らもう仕方がないのかなと。それと、今まで貸借と、さしおり借りて工事を、開発をするからというような形で動いている中でのこの工事と。

しかし、この工事の完了後、今後ここの民地と町の土地、この関係をしっかりと締結あたりを組んどかんと、今後いろんな問題が出てくると私は思っております。

全協でもちょっと時間が足りなかったものですから、そここのところはこの本会議で町長に対してお尋ねしたいと思いますが、その点、今後の対策、それと相手方との協議、これをやるべきと私は思っているのですが、町長、どうですか。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） この件につきましては、御指摘を頂いておるとおりだと思います。今、無償で借用していると。最終的には整理をして、植栽をした上でお返ししますというような覚書がなされているというふうに聞いておりますので、今おっしゃったことは、後々にいざこざがないように、しっかりとした措置を取っておくというようなことは当然だと思います。その方向できちっと対応でき、事業は進めてまいりたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 今、町長から今後の対応策はしっかりやるということでございます。後でまたこのグラウンド整備の予算も出てくるとと思いますが、これが今年度、一応、事業が終わると。その後いつ頃まで、この民地との締結の中で、民地に対して植栽、それと管理、どれぐらいの期間をもってこれをやるのか。私はある程度の期間が必要かなと。しかし、この借用ということとをずっと続けていかれるのか。この工事完了後、一つの区切りとして民地とこの土地の使用と

いうんですか、これをきちっとした形でやるのか、ある程度の期間は決めるべきではなかろうかと私は思っていますが、どうですか。

○議長（蒲池恭一君） 町長でいきますか。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） まずは今回の防除工事を早急に進めるということにさせていただきたいと思います。引き続き、それに含めて民地部分を返還するに当たっての協議事項はうたってあるというようなことでございますので、まずその辺を一刻も早く整理した上でお返しをするというのが筋じゃないかと思いますので、いつ頃までというようなことは、今この場ではちょっといつまでとは言えませんが、とにかく間髪を入れずに早くやること、いつまでもだらだらと引っ張るものじゃなかろうというふうに私も思いますので、早急に進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 今、町長が、だらだらとはやらないと、近いうちにということでございます。私はなぜこういうことを言うかという、今後、大きな災害、ここは町長も御存じのとおり、深い谷を埋めて、そして表面の泥をならしておるわけです。本当の底の谷のところまで動かしたとらんなら問題はないかもしれませんが、下の谷のところはそのままの元の地盤がしっかりとると思います。そして上っただけを全部ならしておると。その場面が今、境界の真ん中がその谷の上だろうと私は思っております。

そういう関係上、今後、今この町でも大きな水害がありましたが、こういうやつがいつ来るかわかりません。そのときに起きた場合、その災害をどうするかというような大きな問題が、町と、また向こうの地権者との関係でぎくしゃくすると私は思いますから、これは今後の問題として、やっぱり十二分に地権者と相手の地権者とのお話をぜひ、しっかりした契約をもってやっとかんと、後で町が困りますよと私は言いたいので、言っておきます。

以上でございます。返答は要りません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 今の9番議員の質問と関連しますけれども、後で植栽して戻すような今、覚書が以前結ばれていると思いますけれども、植栽はしてもいいんですけれども、以前、私、町で購入せんのですかというようなことを提案したことがあり、その後、町としてはそういった交渉事をされたのか、されなかったのか、まずそれをお答えください。

○議長（蒲池恭一君） 社会教育課長、大丈夫ですか。

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前淵康彦君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

現在で、現状のところは、まだ交渉のほうは致しておりません。

○議長（蒲池恭一君） 買う気とか買う気がなかったとか、そこはどうなんですか。

元々してないということは買う気がなかったんですか。交渉をしていないということは買うつもりがなかったということなんですか、町として。そこを答えんと。

○社会教育課長（前淵康彦君） 元々は買う気があったんですけども、交渉で。

○議長（蒲池恭一君） 今ので良かとですか、答弁。

ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 将来的にグラウンドを見ると、木陰があったほうがいいかなと思うわけです。だから植栽はある程度しといて、山として購入するような交渉をしたほうが価格的にも安く買えるんじゃないかなと思うわけです。

それともう一つ、何で買ったほうがいいというのは、こういった9番議員が言われたような問題が発生する可能性があるわけですね、自然災害として。民地の中に公共物が借用してあるということ自体が、おかしい現象だと私は思うわけですよ。それを取り除くためにも、やはり購入したほうがいいんじゃないかなと思うわけです。そうするともうちょっとグラウンドとしても使い勝手が良いようなグラウンドに使われるんじゃないかなと思うわけです。

将来的に町長は購入する意思があるかどうかをちょっとお答えください。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 今、池田議員からの提案でございますが、確かにお聞きしたところ、将来的にあそこがまた災害が起きないというようなことは、地形上からして、土質からして非常に厳しいと私も思います。そういったことを考えますならば、今おっしゃったことは、なるほどというふうに私も感じたところですけども、その辺は非常に大事なことで、その辺も含めてしっかりと検討をさせていただきたいというふうに思います。

植栽をするにしても、あそこが、やぼになるような植栽をしたらちょっと私はまずいかと思います。やはり手前から向こうが見通せるような植栽程度に収めないと、あそこが本当もう森になってしまつては、万が一、何か良かあんばいに事が起きてはできませんので、そういうことも考えますならば、やっぱりぽつぽつとあるような植栽、クヌギあたりが上にずっと伸びますので、そういうやつを植えたほうが一番いいかなというふうに私なりに思いはございました。

ただ、用地はこの際、買ったとがいいんじゃないかなという御提案でございますので、その辺も含めまして検討させていただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） それと、もう一つ申し上げたいのが、購入してここを活用するということは、災害がもし起きた場合に避難場所として車中泊ができるような場所じゃないかなと思うわけですね、ここは日頃グラウンドとして使わないから。だからそういった場所を確保するためにも、車中泊用としての駐車場、第2・第3はそれでいいかと思いますけれども、この「第1グラウンド」という表現はどうか分かりませんが、こちらのほうでも駐車場と奥の余裕があ

る土地を、車中泊ができるような施設として確保していたほうがいいんじゃないかなと思うわけです。

なぜかという、去年、何人かで県のほうに補助金がないかどうかを確認するときに行ったときにちょっと聞いた話が、今、補助金確保というか、そういうやつを取るためには、防災公園、防災関係の関連施設の補助金だったら取りやすいですよというようなちょっとしたヒントをもらった経緯がありますから、そういったことも考えて確保したほうがいいんじゃないかなと思うわけです。

今度、まだ議会のほうに諮られておりませんが、西小・東小、神尾小の跡地で売却というような方向になってますので、そこで駐車場の面積も減っていますし、使えるような面積も減ってるし建屋部分も減ってますけれども、災害対策用としても、ぜひ私は購入したほうがいいんじゃないかなと思うわけです。

だから、そういうところを考慮して、今後この民地の購入に動いてもらいたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） 答弁要りますか。

○10番（池田龍之介君） 良ければ。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 防災関連の施設というのは、いつか機会があったらお話をしたいと思っておりました。あそこは道路事情からして、今回も大きな災害が起きておりますけれども、その一つの拠点というか、そういうようなことを考えたところで、あそこを生かす方法があるんじゃないかなと私も実はそういう思いがございました。

ただ、まだ今日の段階で言えるようなことではございませんけれども、何かそうするならば、今、政府はかなりプッシュ式でどんどん荷物を送り込む。そうすると日本全国から、今回も猛烈な消防車がひっきりなしに下に下っていきました、自衛隊も当然そうですけれど。そういったところが1か所に行ってもなかなか、そこは分散するような拠点が要るんじゃないかなろうかと。その辺のことを考えると、地理的に非常に我が町はインターから下りて一、二分の距離にありますので、これは生かす非常に良い場所じゃないかなという思いは持っておりましたので、今、池田議員がおっしゃったことに私も共感するところがございますので、しっかり検討も必要じゃないかと思っております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第11号「専決処分の承認について」（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第11号は承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第54号 工事請負変更契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、議案第54号「工事請負変更契約の締結について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第54号、工事請負変更契約の締結について。令和2年1月17日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和2年7月7日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

工事名、防災・安全交付金（改築）町道・西光寺中林線道路改良工事（中林3工区）

工事場所、和水町中林・板楠地内。

変更前の契約金額、6,813万4,000円の税込みです。

変更後の契約金額、6,635万5,320円、税込みです。

変更減金額、177万8,680円の税込みです。

契約の相手方、熊本県玉名郡和水町東吉地1145番地、株式会社大昭建設 代表取締役 高木繁です。

提案理由の説明をいたします。町道西光寺中林線道路改良工事（中林3工区）については、延長212.34メートルの範囲において、令和2年1月から令和2年7月までを工期として改良工事を行っております。

今回、この工事の変更については、掘削工、残土処分、植生工等の変更が生じたことにより、契約金額（減額177万8,680円）の変更を行うものです。

この案件は、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があり、今回提案するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認頂きますようお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第54号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 工事請負契約の締結について

○議長(蒲池恭一君) 日程第5、議案第55号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長(中嶋啓晴君) 議案第55号、工事請負契約の締結について。防災・安全交付金改築、町道・西光寺中林線道路改良工事(中林4工区)について、次のように契約を締結することとする。令和2年7月7日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

工事名、防災・安全交付金(改築)町道・西光寺中林線道路改良工事(中林4工区)です。

工事場所、和水町板楠・中林地内。

契約金額、5,820万円の税込みです。

契約の相手方、熊本県玉名郡和水町東吉地1145番地、株式会社大昭建設 代表取締役 高木繁です。

契約の方法、指名競争入札です。

提案理由の説明をいたします。町道西光寺中林線道路改良工事(中林4工区)については、延長248.53メートルの範囲において、令和2年7月から令和2年12月までの工期として、山の切土、側溝敷設、路盤構築及び舗装工事を行うものです。

現在の切土面から約90センチ切り下げた部分に路盤工事を行い、側溝・歩道境界ブロックを設置し、アスファルト舗装を行い完成させる予定です。

今回施工する中林4工区と別に発注しております有山8工区の工事をもって西光寺中林線の全区間が完了となります。

この案件は、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があり、今回提案するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認頂きますようお願い申し上げます。

○議長(蒲池恭一君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第55号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長(蒲池恭一君) 日程第6、議案第56号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長(前淵康彦君) 議案第56号、工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

和水町総合グラウンド整備工事について、次のように請負契約を締結することとする。令和2年7月7日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

1、工事名、和水町総合グラウンド整備工事。

2、工事場所、和水町前原地内。

3、契約金額、2億1,780万円、税込みでございます。

4、契約の相手方、熊本県玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1530-1 興亜建設工業株式会社 代表取締役 末吉益美です。

5、契約の方法、指名競争入札でございます。

提案理由の説明を申し上げます。和水町総合グラウンド整備工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提案する理由でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(蒲池恭一君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 白木君

○2番(白木 淳君) 第2グラウンドですか、民地がまだ残っていたかと思います。以前、一般質問でもさせていただきましたけども、その後、用地交渉などはちょっと進んだのか、町長が

直接行かれたのかということと、先ほど9番、10番の議員が言われたように、後からいろいろ出てきて、その民地が残っていることによっていろいろあってはいけないので、ちゃんと覚書、もしくは契約書等の取り交わしはちゃんとできているのかをお示しいただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 白木議員の御質問にお答えいたします。

第2グラウンドに民地が一部含まれているということでございます。この民地につきましては、これまでも再三にわたり用地のほうを交渉はしてきましたけれども、なかなか売ってくださるというような状況には至っておりません。

ただ、当初から覚書、契約書を交わしまして、契約更新をずっとしてきて賃貸借という形でやってきております。御本人さんの意向で、これからは賃貸借でというような御意向で今のところ来ているところでございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 今現在、その所有者の方が契約をされているけども、もしその後、御家族の方に名義が変わられたとか、その場合のことについてはお話はあっているのでしょうか。お願いします。

○議長（蒲池恭一君）

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 御家族の方とお会いしてということは今までございませんけれども、御本人さんとは自分の代の間はこの契約を賃貸借でということでお話を頂いているところです。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 第2グラウンドのことでちょっとお聞きしますけれども、盛土が8,400立米で、大体、全体でどれぐらいのかさ上げになるのか。それと、側溝が、落蓋式側溝400が149メートル、それと自由勾配側溝が168メートルとなっていますけれども、先ほどもらった資料で説明をお願いしたいんですけれども、どこに落蓋式側溝400、それと自由勾配側溝168メートルを敷設されるのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時39分

再開 午後4時05分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、かさ上げにつきましては、平均で50センチでございます。

それから、落蓋式側溝につきましては道路側、そして自由勾配側溝につきましては駐車場側とグラウンドに下りる坂のところに自由勾配を設けております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（蒲池恭一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。令和2年第3回和水町議会臨時会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午後4時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会 議長

署名議員

署名議員